

## 別表三（二の二）の記載の仕方

この明細書は、措置法第62条の3第9項若しくは第68条の68第9項（優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の特別税率）、平成10年改正措置法令附則第17条第1項（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正前の措置法第62条の3第8項（優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の特別税率）、平成8年改正前の措置法第62条の3第8項（優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合

の特別税率）又は平成8年改正措置法附則第15条第1項後段（土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）の規定により法人税が課される土地等の譲渡利益金額及び税額を計算する場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。